

Title	棚卸資産の算定：最終原価と買入順法との対比
Sub Title	The measurement of the inventories
Author	高橋, 吉之助
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.3/4 (1951. 4) ,p.138(64)- 151(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19510401-0064
Abstract	
Notes	経営経済学特集 = Fundamental problems on the personal management 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510401-0064">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510401-0064</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 棚卸資産の算定

— 最終原價と買入順法との對比 —

高橋吉之助

棚卸資産會計の主要目的は、収益に對して費用を適切に對應させ、以て實現せる利益を正しく決定することである。と米國會計士協會會計手續委員會は述べてゐる。企業は毎期首若干の棚卸資産を有し、それを更にその期の購入及び製造によつて追加する。これらの棚卸資産は企業の費用を意味しており、適切な費用を對應させる手續とは、これらの費用のうち幾何を當期の収益に對して賦課し、幾何を次期以降の費用として繰越すべきか、ということを決せんとする過程である。貸借對照表に示される棚卸資産とは、その期の費用としてその期の収益に對して賦課せしめた残餘の額であり、次期以降に繰越されるべき額である。棚卸高が販賣商品の原價を決定する目的で決定されるのか、或は販賣商品の原價が棚卸在高を決定するために用いられるかについては議論があるが、實務上は、手持棚卸資産の額を決定し、残餘を賣上高に賦課するという方法で賣上原價を決定する場合は非常に多い。他方、原價計算組織が充實してゐるところでは、賣上原價が先づ決定され、棚卸は原價計算記録の適切性及び帳簿棚卸の合理的正確性を證明するために行われる。<sup>(註1)</sup>

さて棚卸資産について繼續記録法を採る場合、各種の方法が慣習として存在してゐる。最も正確に倉出量及び在庫量を把握せんとするならば、口別法 Lot Method をよしとする。しかし多種多量の棚卸資産を保持する企業には實務としてこの方法は不可能である。しかも仕入口毎に購入原價を異にするのが通常である。そこで口別法に代る種々の慣習的方法が生れたのである。

このうち、買入順法 First-in First-out Method と最終原價法 Last-in First-out Method とは相對立する假定に立脚する計算法である。すなわち前者が最初に購入したものから順次に倉出されるという假定のもとに當期の賣上原價を算定するに對して、後者は最後に購入したものから倉出が行われるものと假定して計算する。従つて仕入價格が變動する場合、それが原價の期間配分に及ぼす影響を比較すると、およそ次のような相異が見出される。

買入順法では最初に倉入したものから順次に倉出消費するという假定に立つから、期末棚卸在高に最近の原價を、賣上品に(當期の費用として)古い原價を課するよう原價配分が行われ、最終原價法では、賣上品に最近の原價を、期末棚卸在高に古い原價を課するよう原價を配分する。

ゆえに(イ)價格上昇期には、前者によつて算出される利益額が後者によつて算出される利益額よりも大となり、(ロ)價格下降期には前者による利益額が後者による利益額よりも小となる傾向を示すのである。

買入順法も最終原價法も共に所謂評價原則としては取得原價主義に立脚しながら、相反する假定を採るために價格變動期には異なる傾向を計算結果に表明する。會計原則でもまた税法上も、これ以外の諸方法とともに、企業がその一を選択するの自由を認め、たゞその繼續的採用を前提として、これらの併存を許してゐるのであるが、會計學上、殊にこの二つの方法の一方を是として他を排せんとする主張が今なお見られることは興味ある事實である。本稿はア

棚卸資産の算定

アメリカにおける兩者の主張を最近の論文によつて比較しつつ、それぞれの意義と限界とを探らうとするものである。

(註1) Samuel J. Broad "Valuation of Inventories" The Accounting Review Vol. XXV 1950, pp. 227~228.

(註2) 我國の改正法人税法ではその施行規則において買入順法を先入先出法、最終原價法を後入先出法という詞で規定してゐる。

## II

ウォルター(J. E. Walter)は買入順法を非難して次の如く述べてゐる。

買入順法は經營政策における投機的要素を高調しやうい。これは米國では綿業や製粉業の場合ならば組織的な先物市場を通じて原料をヘッジングできるから困難な問題は生じない。しかし他の企業では價格變動による利益が會計上に表示されても企業の「眞實の」状態は變化なく或は逆に悪化してゐることがある。それは所謂棚卸資産利益 Inventory Profit の如き架空の利益が企業の損益計算の中に持込まれるからである。(註1)と。

以下この棚卸資産利益が問題となるのであるが、ウォルターはその具體的な説明を省いてゐるので、彼と同様の觀點に立つ他の論者の説明をこゝに附加しておこう。

企業は繼續的に運營される限り、ある程度の棚卸資産の絶對的必要量というものが存し、それは處分不可能の資本投資である。従つてこの種の資産に生じた價值増減は(その數量に變化なきものとして)未實現の資本損益と考へるべきものであり、通常の事業損益とは區別せらるべきである。

物價上昇期において、販賣及びその補充が繰返される毎に在庫品の數量は同一としても、その價額が騰貴するから普通の會計方法(買入順法)によつて算出される利益は原價の騰貴した同量の棚卸資産の獲得のために再投資され拘

束される。かゝる利益が棚卸資産利益である。それは販賣未了の棚卸資産によつて表現された未實現利益であり、企業が繼續する限り未實現のものである。従つて恒久的投資の一部を形成するにも拘らず、普通の會計方法ではこれを固定的「投資」價值を以て評價せず、ために價格の變動が棚卸資産の價值に反映することを許してゐる。その結果これが企業に與える影響は次の如くである。

先づ、多くの事業家は物價上昇の時期に、決算書が示す利益額を全部眞の利益なりと信じ、これを配當金として社外に分配し、事業擴張、債務償還に充當しうる利益であると考へる。ところが棚卸資産利益は現金ではなく、棚卸資産であるから、直ちに現金の不足が感ぜられる。そこでこれらの資金は他からの借入によつて賄われ、上記の諸目的に支出される。物價上昇期において帳簿上の利益が漸増し、事業家はこの状態が繼續するとの豫想のもとに、この架空の利益を資本化し、誇大な事業擴張を企圖することが多い。設備の擴張は間接費の増加を伴うし、この時期にはまだ高賃金が容易に承認されるであらう。かゝる間に棚卸資産利益は累積し續ける。

次いで價格の騰勢が漸く衰へはじめると——現實の價格下落は必ずしも必要ではない——從來價格騰貴によつて生成しつつあつた利潤の増加が停止する。企業利益は漸次後退し、諸種の方面に縮少過程がはじまる。利潤の消滅につれて各企業は「賣抜け」を急ぎ、こゝに物價の急速な下降がはじまる。

棚卸資産の價值が下落すると棚卸資産利益は消滅霧散する。しかし棚卸資産利益を消費したために發生した債務は依然として嚴存する。こゝに至つてさきに費したものは利潤ではなく、實は借入金であつたことが明白となる。

更に、重要なことは、この時期において普通の方法による會計は棚卸資産損失を表わし、それが企業の期間利益を過少に表示し、または損失の過大表示となるために、事業家の豫想を一層消極的に導く。

もとより棚卸資産利益は景氣變動の根本的原因ではない。けだし、すでに價格變動が存在するのでなければ棚卸資産利益の活動する餘地は存しないからである。しかし一度物價騰貴が棚卸資産に影響するや、この利益は景氣變動の波を激化する有力な原因となるであろう。<sup>(註2)</sup>

かように、經營上なされる豫想は過去の會計記録に大に左右される。従つて會計記録が眞實の状態を歪めて示すならば、必然的に過度に樂天的な或は過度に悲觀的な豫想が行われ、その結果景氣變動の大きさ及び度数を増大する。もしも經營政策が貨幣價值でなく眞實の價值に基いて行われたならば、過ぐる一九三〇年代の大恐慌をどの程度緩和できたであろうか、ということ推定することは勿論不可能であるにしても、しかしかように修正された數値に立脚した經營の心理は當時の實際の心理とは著しく異つておたに相違ない。

會計の一の主要な職能は事業家及びその他の利害關係者に對し、彼等の判斷の基礎となる有效な資料を提供することである。この目的は、資産が當該會計期に消費されたか否かを眞實の言葉で、すなわちその貨幣的表明を一般物價指數の變動に對して修正することによつて、資産を評價することにより合理的に達成されうるのである。

買入順法は収益に對して過去の貨幣價值による原價を賦課するために棚卸資産利益といつた物價變動による經營外要因を損益計算に導入せざるを得ない。その結果が經營上、また全經濟に如何なる影響を及ぼすかは前の引用に見られる。最終原價法は収益に對して最近の原價を對應せしめる方法であるから、前者に比し棚卸資産利益の活動を排除しうる。

上述の如く、企業が保持し且つ爾後の生産に費用として轉化するところの資産の價值は一般物價水準の變動につれて定期に修正されねばならぬとするならば、棚卸資産に關する最終原價法はその概念を更に擴張する價值のあるものであると信ずる。けだしかような原理に基く會計は事業家をして自己の諸活動の結果を眞實の言葉で認識せしめることを可能にするものであり、貨幣價值變動の影響を除去し、その結果景氣變動を長期に汎つて平均化し、經營の將來に對する正しい豫想に貢獻するからである。

しかし以上の立場から觀るとき、この最終原價法にも二つの弱點が存する。

第一にこれが周知の如く棚卸資産にのみ適用される方法であるから、物價變動の修正は部分的である。費用算定の他の重要な要素である固定資産の減價償却計算に最終原價法に比敵する方法を適用せぬ限り、利益は依然過大乃至過小に表示されることとなる。すなわち最終原價法が物價變動の影響を損益計算から除去しうる効果の程度は期間總費用のうち棚卸資産項目の占める比率の大きさによるのである。従つてこの比率の低い産業では、このため(イ)償却計算を固定資産の再取得原價に基いて行ふか、(ロ)物價指數を採用して價值修正を行ふか、の何れかが考えられる。ところで再取得原價により償却費を計算するには個々の固定資産を每期再評價せねばならず、それは相當の手續を要し、またその正確性も期し難い。これに對して、物價指數を採用することは、最も客觀的であるところの取得原價を基礎として行ふのであるから、會計上の原價主義原則に矛盾せず、且つ流動資産にも固定資産にも一様に適用しうる利點がある。

最終原價法の第二の弱點は、これが貸借對照表の正確性を害することである。周知の如く、最終原價法は費用を時價に近い原價で計算するとともに、期末棚卸高は比較的古い原價で貸借對照表に表示する。従つてこの方法が適用される最も一般的な場合、すなわち保守主義會計實務の要求する如く、棚卸資産の時價が常にその帳簿價額より高くあるよう、本法を低物價の時期に採用する場合、物價上昇期には貸借對照表上に棚卸資産が過小表示されることとなり、

秘密積立金を作らせる可能性が存するのである。これが當否については議論があるが、正確な（資産を過大乃至過小に表示せぬ）貸借対照表を作成することが企業家、株主其の他に對して價值ありと考えられるから、この場合は貸借対照表上棚卸評價引當金勘定を設けて、最終原價法によつて算出された棚卸高と右の修正額との差額をこの引當金勘定に計上するべきである。

そこで、最終原價法をその持つ弱點を露呈せず利用しうるか否かが問題となる。この對策としては次の二つのいずれかを選ぶことである。

イ、最終原價法を継続的に採用し、他の方法を以てその缺點を補う。

ロ、最終原價法を放棄して、物價指數または再取得原價による修正計算を行う。

前者については、棚卸在高に對して評價引當金を設け、固定資産についても時價償却を行うのである。

もし最終原價法を放棄するならば、物價指數を以て修正する方法が最も簡單である。しかしこれは最終原價法に全面的に代るものとは言えない。というのは、個々の資産項目の價格變動が一般物價の變動とは異なるので、個々の變動が表明されぬからである。

企業家としては價格決定の基準として當然再取得原價に關心を持つが、一般の投資家は全般的な購買力の變化の效果に最も關心を持つであろう。ゆえに少くとも年次報告には徹頭徹尾物價指數を採用することがよいようである。物價指數を用いることは原價主義原則に反することなく容易に修正できるが、たゞ個々の物價が一般物價と異なる速さで變動する狀況は示されないことは前述した。また企業が再取得原價を考慮に入れるとするならば、三桁の計算書が必要である。すなわち第一欄は取得原價で、第二欄は物價指數による修正原價で、第三欄は再取得原價で計算するの

である。尤もこの場合、何を以て企業家の基本的な責務となすか、によつて計算方法が選擇されねばならぬ。その目的が單に原始貨幣價值を維持することであるならば、名目貨幣原價を以て計算すれば充分であろう。もし「眞實の」價值を表示することが經營の責務であるならば、計算には指數の持つ效果に従つてこれを慎重に選擇するを要する。何れにしても、最終原價法は棚卸資産が總資産中に占める比率の大きな、極く少數の企業を除いては、その效果は決して充分には達成されなう。

(註1) James E. Walter 'Last-in, First-out', The Accounting Review Vol. XXV, 1950, p. 64.

(註2) 渡邊進氏著「棚卸資産會計」五七一―六四頁。

(註3) J. E. Walter *ibid.*, pp. 64~74.

### 三

以上ウォルターの見解は、最終原價法が物價變動の棚卸資産會計に及ぼす影響を排除しうる效果に着目して、これを全産業に採用することを企圖し、たゞ限られた産業以外にはその效果の乏しいところから、再取得原價又は物價指數による修正計算の適用を主張するもので、要は、資産が當該期間に消費されたか否かを「眞實の言葉」で評價するのでなければ、企業の判斷資料としての會計の機能が達成されない、と言うにある。

しかし、棚卸資産に最終原價法を、固定資産に再取得原價による償却計算を適用する方法、あるいは物價指數を以て全面的な價值修正を行う方法が果して「眞實の言葉、眞實な價值」を表明するに足るものであろうか。(尤も彼はその各々が持つ短所の若干を指摘しているけれども)

眞實の價值とは一にして二なき筈である。本來、再取得原價による償却計算は經營維持思考に基く財の物量維持計算であり、物價指數による修正計算は貨幣購買力の觀點から見た經營比較性の要求に基く個別企業資本の價值維持計算であつて、兩者は計算の指導原理を全く異にするものであること、周知のところである。

また再取得原價による償却計算が評價者の恣意性介入と手数の煩鎖のゆえを以て不適當なりとしてゐるが、問題はしかく簡單なものではない。例えば、この計算思考が、發展して止まぬ經濟を一の靜態において把えてゐるといふ批判に對して如何に答えるか。また物價指數を以てする修正計算が修正の基準となる物價指數を如何に選擇したからと言つて、それぞれの意義と限界に想を到すとき、果してかような計算が眞實の價值を表明しうるか否か。

さらに疑問は別の方面からも提起される。最終原價法が物價上昇期には利益を相對的に内輪に、下降期には相對的に大に表示することは損益計算を平均化することを意味するが、かような安定化が果して望ましいことであらうか。企業の實際の操業量を安定させること、實際に生ずべき利潤を安定させることと、統計上平均化する政策との間には明確な區別がなされるべきである。客觀狀勢に如何なる變化をも起さずに經營現象を變えようとするいかなる計畫も大いに疑問である。ゆえに企業の事象に好況の晨・不況の夕があるならば、その狀態を會計は明瞭に表明することを以て「眞實の言葉」なりとする主張も成立つてあらう。事實、年々の財務諸表が繼續企業の進歩を判斷する「基準として重要な諸制約を蒙るとしても知れたものである。だからと言つて、財務諸表を下手に人爲的に繕うことは許容し得ない。「從來の會計方法」においてウォルターの指摘する如き「缺點」を補正する必要があるとするならば、附屬計算書乃至明細表の用途を擴張することがその正しい方策である、とペイトンは述べてゐる。<sup>(註1)</sup>

すなわち、期間損益の算定と、算定した損益處分とは別個の問題であつて、計算書に現われた利益額が必ず處分し

うる利益であるとする必要はない、というのがこの種の論者の主張である。

かゝる問題は會計學の古くして新らしい課題である。<sup>(註2)</sup> しかもかような疑點と論者の對立の裡に、現實は最終原價法と買入順法との併存を許してゐる。われ／＼はじめに述べた目的に向つて進むべく、さらに最終原價法への批判を列擧してみよう。

一、問題の棚卸資産利益について、例えば期首と期末に同量の棚卸資産を有したとして、物價上昇期に買入順法を適用したためにその期首の簿價三〇、〇〇〇圓が期末には四〇、〇〇〇圓となつた場合、この四〇、〇〇〇圓は全て未實現の資産であり、期首の三〇、〇〇〇圓について疑問なきと同様、何等疑問とするところはない。假にこの増加分一〇、〇〇〇圓が販賣利益を源泉として賄われたものであるとしても、利益のこの部分は直に現金配當その他に充當し得ぬこと勿論である。同じことが現金又は現金等價物以外の諸資産項目に投下されてゐる利益部分について言ひうる。さらに上例において數量に増加なき棚卸資産一〇、〇〇〇圓の増價は、商品の價格に變動がない時期に一〇、〇〇〇圓だけ數量を増加させた場合におけると同様、眞實の正當な一の資産である。けれど、四〇、〇〇〇圓を支出して建てた家屋が、同一のものを以前ならば三〇、〇〇〇圓で建てられたからと言つて、その建物の原價四〇、〇〇〇圓の正當性を誰も疑いはせぬであらう。ゆえに同じ棚卸資産が以前何であつたからと言つて、期末在高四〇、〇〇〇圓の正當性を疑問とする餘地はない。

二、棚卸資産を構成する實際の財の動きについてみると、最終原價法が假定する順序で倉出が行われることは殆どないし、經營政策としてもこの方法が好ましい場合は殆どない。かゝる倉出方法が用いられるとすれば、貯藏中の變質によつて企業は大なる損失を蒙るであらう。會計は物量計算ではなく貨幣計算であるが、そこに記録される貨幣額

は生産諸要因の現状を公正に反映するものでなければならぬ。

三、原價主義に立脚するとは言え、會計記録が資産の最初のもの、最近のもの、原價を表示すべきことは殆ど公理である。最終原價法を數年に汎つて適用すると、棚卸資産の原價は貸借對照表上過大乃至過小に表示される。<sup>(註3)</sup>

この最後の點はウォルターも既に指摘したところであつて、貸借對照表上に一の評價勘定を設けて所要の修正を行うことにより、これを救済せんとした。

第一の點は會計上算出される利益そのものの觀方を利益算定の基礎である資産評價の面に展開させた場合を示すといえよう。最終原價法論者は、こうした評價方策こそ物價變動期に投機的要素を高調する原因となるのだと非難したわけであるが、そのウォルターも、綿業や製粉業の如く組織的な先物市場を持つ産業ではヘッジングによつて困難な問題は生じないと但書を附した。何故か。ヘッジングは一種の保險なりと定義されうであらう。これらの産業ではその先物市場における取引を通じて棚卸資産損益を現實に相殺してゆくののである。ゆえにそこではむしろ賣價とその賣價決定の基礎となつた過去の買價とのより密接な對應が行われる方法こそ必要とされ、従つて買入順法をよしとするのである。これに對して、先物市場を持たぬ、最終原價法を採用してゐる産業は仕入、販賣及び會計技術——この最終原價法——の發展を通じてヘッジングと同じ効果を達成してゐると見ることができよう。

(註1) William A. Paton "Last-in First-out" Journal of Accountancy 1940, pp. 358~312.

(註2) 戦後米國會計士協會の The Study Group on Business Income はこの問題の基本的な研究を行つており、機關誌の最近號にも興味ある見解を發表してゐる。(Journal of Accountancy 1950 "The Case Against Price-Level Adjust-

ments in Income Determination")

(註3) W. A. Paton ibid. 417-418 のかような態度は一九四九年版の Essentials of Accounting にも多少も變つてゐる。

#### 四

元來 Last-in First-out Method とする名稱は、アメリカでは一九三四年に石油協會がこの方法を採用することによつて、一般の注目を惹くようになり、一九三八年の歳入法の議會通過によりはじめて稅務上公認されたのであるが約二六の會社は同年より三十年以前からこれを用いてゐたといふことである。それらの會社をみると、業種としては極めて限られた部類に屬し、次の諸要素の大部分を持つてゐるのである。<sup>(註1)</sup>

- 一、資産構成において棚卸資産の平均在高が重要な割合を占めてゐる。
- 二、原料の價格がその製品の價格と平行し、且つ不斷に變動する。
- 三、棚卸在高が明瞭にコンスタントである。
- 四、材料費が總原價の大なる部分を占めてゐる。
- 五、製造期間が比較的長期である。
- 六、製品は季節的需要のために相當期間ストックされる。
- 七、競争業者間で容易に自己の製品の區別を認めることができぬ。

G・O・メイは、嘗て産業界が物價と税率との相繼ぐ上昇に直面した際、税法が各事業年度をそれぞれ別個の課税單位と看做し、損益の繼續計算を認めず、特に損失の後期以後への繰延べまたは前期以前への繰上げを認めなかつた取扱に對處して、税の軽減を圖るためこの棚卸方法が流行を見たので、税法の改正された現在、最終原價法の税務上の魅力は大いに減じ、これが更に普及するとは考えられぬ、と述べてゐる。<sup>(註2)</sup>まことに税法が會計實務に及ぼす影響の大なることは痛感するところであるが、彼のこの理由は必ずしも決定的なものではない。税率の變更は議會によつて隨時行われるところであり、また過去においてこの方法を適用した企業が税の軽減という目的に對して必ずしも満足すべき効果を達成してゐないことを示すいくつかの報告がある。<sup>(註3)</sup>

(註1) J. E. Walter *ibid.* p. 68.

(註2) George O. May *Financial Accounting* 1946.

(註3) A. I. A. の調査によると一九三二年より一九四〇年にかけて Allied Stores Inc., Associated Dry Goods Corp.,

Federated Department Stores, Inc., Gimbel Brothers Inc., W. F. Grant, Lerner, & Macy's 等の諸會社の會計報

告書に計上された數値に最終原價法を適用したが、その間——それが完全な景氣の一循環を含むものでないことに問題はあるにしても——小賣棚卸法による棚卸に比べ約四六八百萬弗だけ多額の税を支拂うことになるといふ推算である。(Journal of

Accountancy Feb. 1942 "Lifo, Institute Committee Report" p. 146)

また The American Mining Congress も一九二七年から一九三七年まで非鐵金屬製造業、同製鍊業、石油精製業、皮革業によつて最終原價法の効果を調べたところ税の節約は〇・五%以下であることが認められた。(Arundel Cotter "Fool's Profits" 1940 pp. 67-68.)

以上棚卸資産に關する繼續記録の諸種の方法のうち買入順法と最終原價法とを採り上げて比較してみた。計算假定において全く相反するこれらの方法が採用される根據には、棚卸資産算定に當つてかゝる假定を適當なりとする産業の特殊の經營條件を認めざるを得ない。こゝに引用した論者の見解はそれぞれの方法の特色を浮彫りにするに役立つが、そこに主張された如く、いずれか一方のみを公定し劃一的に適用しようとするには、各産業の持つ條件の差異が無視せられねばならず、それは決して良き會計實務を形成するものではない。

經濟思想の遅れと他方缺點多い税法に災されて良き會計慣習の發達してゐなかつた我國の企業會計も一應會計原則の成文化を見、税法の進歩的な改正によつて、棚卸資産算定方法の自由な適用が可能となつたこの際、各産業はその選擇に誤りなきを期すべきであらう。